

首都圏・関西圏プロモーション推進事業 委託先募集要領

1 事業の趣旨

人口が集中している首都圏及び関西圏を対象としたプロモーション活動を実施することにより、本県の観光資源の認知度向上、観光誘客につなげる。

2 事業の内容

「首都圏・関西圏プロモーション推進事業委託業務 仕様書」のとおり。

3 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去5年間において、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (3) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県会計局が作成した最新の入札参加資格者名簿に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

大分類「03. 役務の提供等」

中分類「03. 映画等製作・広告・催事」

小分類「02. 広告」－細分類「01. 広告企画・代行」

小分類「03. 催事」－細分類「01. イベント企画」「02. 会場設営」「03. 展示」

4 応募期間

2026年4月9日（木）から4月27日（月）まで

5 契約条件

- (1) 契約形態

委託契約とする。

- (2) 委託金額限度額

25,462,126円以内（消費税及び地方消費税込み）

- (3) 契約期間

契約締結日から2027年3月19日（金）まで

- (4) 委託費の支払条件

原則精算払い

- (5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えること

は認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 応募方法等

(1) エントリーシートの提出

エントリーシートの提出を企画提案の必須条件とする。

当事業の受託を希望される方は、下記のとおりエントリーシート（様式 1）を提出すること。（事業説明会は開催しません。）

ア エントリーシートの提出期限

2026 年 4 月 16 日（木）午後 5 時まで

イ エントリーシートの提出方法

メールの件名は、「首都圏・関西圏プロモーション推進事業委託業務エントリーシート」とし、エントリーシート（様式 1）を添付のうえ、

《kanko@pref.aichi.lg.jp》宛てに電子メールを送信すること。

(2) 本業務に関する質問の受付

本業務に関する質問は、下記のとおり受け付けることとする。

ア 質問の受付期間

2026 年 4 月 9 日（木）午前 10 時から 4 月 16 日（木）午後 5 時まで

イ 質問の受付方法

エントリーシート提出者のみから、電子メールにて受け付けることとする。

メールの件名は、「首都圏・関西圏プロモーション推進事業委託業務の質問について」とし、本文中に質問内容を記載のうえ、《kanko@pref.aichi.lg.jp》あてに電子メールを送信すること。

ウ 質問に対する回答について

受け付けた質問に対する回答は、2026 年 4 月 21 日（火）午後 5 時までに**全てのエントリーシート提出者に対して**、電子メールで送付する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式 2、仕様書に示した項目を明記すること）

(イ) 見積書（様式 3 又は任意様式）

※「愛知県知事」宛てとしたもの

※経費内訳を添付又は見積書内に明記すること

※見積額は税抜き価格とすること

(ウ) 会社の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 過去に実施した類似業務の成果物

(オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 4）

イ 提出部数

各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※（オ）については正本 1 部のみで可とする。

（（エ）についても冊子・DVD などはその形態によって 1 部のみで可とする）

ウ 提出期限
2026年4月27日（月）午後5時（必着）

エ 提出方法
郵送（「配達証明」に限る）又は持参

オ 提出先
〒460-8501
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎 1階東
愛知県観光コンベンション局観光振興課観光振興グループ
担 当 小林・牛田
電 話 052-954-6355
ファックス 052-973-3584

(3) その他

- ア 応募にあたっては、エントリーシートを提出していることを必須とする。
- イ 提出書類は A4 版で提出すること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない）
- ウ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- エ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- オ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- カ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- キ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

7 選定事業者数

1 者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別途設置する企画審査委員会において以下のとおり書面審査を行う。

なお、応募多数の場合は事務局員による第一次審査を行う場合がある。

ア 日時（予定）

2026年4月下旬

イ 方法

提出された企画提案書を基に書面にて審査を行う。審査の経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

企画審査委員会においては、以下の観点から企画提案を総合的に評価するほか、社会的価値の実現に資する取組状況を評価する。

ア 事業推進体制、過去の類似事業の実績等について

- ・ 社内の組織体制、役割分担は適切か。また、円滑かつ柔軟な事業実施が可能な体制か。担当者や会社は、類似事業の実績が豊富で、十分な経験やノウハウを有し

ているか。

イ 業務内容等について

(ア) 全体

- ・本事業全体の基本方針（企画の基本方針・ポイント、全体スケジュール等）は適切かつ明確か。仕様書に記載された項目・内容が具体的に提案されているか

(イ) 愛知の観光物産展の開催

- ・開催日時の設定、会場の選定は適切か。
- ・出展事業者の募集・確保、宣伝広告についての提案は魅力的か。
- ・魅力的な販売促進策（ステージイベント、ブース内企画等）が提案されているか。
- ・展示物や装飾、会場レイアウトは魅力的で開催目的に適しているか。出展者が効果的に物産販売や観光PRを行えるものか。

(ウ) ツーリズム EXPO ジャパン 2026 出展

- ・コンセプト、商談マッチング運営方針、メインステージでのPRの企画、ノベルティなど、企画・運営についての提案は魅力的か。
- ・ブースのデザイン・レイアウト等は魅力的か。

(エ) メディアリレーション強化事業

- ・メディアとの十分なリレーションが構築されており、メディアでの露出が期待できるか。広報素材を売り込む上での工夫や、アイデアは期待できるものか。アプローチシートの構成は魅力的なものか。
- ・年間を通して十分な露出と、広告換算額の獲得を期待できるか。

ウ 付加提案、見積経費について

- ・その他の独自性、独創的なアイデアや付加事業提案があるか。
- ・経費見積項目や見積額は適切か。

(3) 選定

企画審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又はメールで通知する。

(5) 契約

選定した契約先と、委託金額限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

(6) 秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

(7) その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加資料の提出を求めることもある。

9 スケジュール（予定）

2026年4月9日（木） 募集及び質問受付開始

4月16日（木） 質問受付締切（午後5時）

4月21日（火）	質問回答の公開
4月27日（月）	企画提案提出期限（午後5時）
4月下旬	企画審査委員会（予定）
5月上旬	契約の締結

10 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利を愛知県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (4) 提出した版下の使用权は愛知県に帰属し、今後、PR用物品等に自由に使用できるものとする。
- (5) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県の Web ページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。